

令和2年度（令和2年4月～令和3年3月分） ★ 生駒市ごみ収集日程表

対象地区

松美台、俵口町、喜里が丘、光陽台、
西松ヶ丘、東松ヶ丘、北新町

| 収集日 | 区分 | 出し方 | 出せるもの（主なもの） |
|---|-------------|-------------------------|--|
| 毎週月曜日 木曜日 祝日も収集します。 ただし、 5月4日(月) 12月31日(木) は収集しません。 | 燃えるごみ | 有料 (指定袋) | 生ごみ プラスチック製品 汚れているプラスチック製容器包装 汚れた布、靴、紙くず、ティッシュ、ゴムなど 水分をよく切る おもちゃ 保存容器 燃えるごみで出せるのは、 30cm以下 のものです。 |
| | | 無料 (透明・半透明の袋) | お住まいの地域の 集団資源回収 を利用してください。 集団資源回収を利用されない方は、燃えるごみの集積所に分けて出してください。 剪定枝、刈草、紙おむつ 落葉など 新聞紙 雑誌 段ボール 牛乳パック シュレッダー ミックスペーパー 古着・古布くつ、かばん 品目ごとにひもで束ねる、または別々の袋に入れて出してください。雨の日は控えてください。 |
| 毎週金曜日 祝日も収集します。 ただし、 令和3年1月1日(金) は収集しません。 | プラスチック製容器包装 | 無料 (透明・半透明の袋) | マークがついたもの【プラスチック製品は出せません】 レジ袋 食品の袋 カップ類 パック類 食品トレイ・発泡スチロール ボトル 汚れている場合 軽く水ですすいで水滴を切るもしくは、拭き取る 汚れがとれないもの 燃えるごみに出してください。 |
| 区分ごとに袋を分けてください。 毎月第2・4水曜日 4月 8・22日 5月 13・27日 6月 10・24日 7月 8・22日 8月 12・26日 9月 9・23日 10月 14・28日 11月 11・25日 12月 9・23日 1月 13・27日 2月 10・24日 3月 10・24日 【燃えないごみ(金属・電化製品等)は出せません】 | びん・缶 | 無料 (透明・半透明の袋) | 飲み物や食べ物などの商品が入っていたびん・缶、化粧品のびん、スプレー缶は、同じ袋に入れてください。 空き缶 お菓子の缶 食品のびん 中身を出して、水洗いをして出してください(びんのキャップははずして同じ袋へ入れてください)。 |
| | ペットボトル | 無料 (透明・半透明の袋) | マークのついたペットボトル ①キャップをはずす } キャップとラベルはプラスチック製容器包装に ②ラベルをはがす } ③水洗いをする ※キャップリングはそのままかまいません ※ペットボトル本体だけを袋に入れて出してください。 |
| | われもの | 無料 (透明・半透明の袋) | 【陶磁器(せともの)】 湯飲み 皿 茶碗 植木鉢 【ガラス製品】 ガラス コップ 水そう 「陶磁器」「ガラス製品」は、それぞれ 別々の袋(45ℓ以内) に入れて出してください。割れていない食器はなるべく「もったいない食器市」に出してください。 |
| | 有害ごみ | 無料 (透明・半透明の袋) | 【電池・水銀の体温計】 リチウムイオン電池 充電できる電池(リチウムイオン電池)も可 【鏡】 【蛍光灯・電球】 「電池・体温計」「鏡」「蛍光灯・電球」に分けて、それぞれ 別々の袋 に入れて出してください。 |

■収集日の**当日午前7時**までに出してください(収集は午前7時から順次行います)
 ■燃えるごみ集積所に出してください
 ■資源ごみ集積所に出してください

申込制 大型ごみ受付センター ☎ 0120-0743-53 または ☎ 0743-85-5374

市役所では受付できません ■受付曜日 月曜～土曜日 (12月29日～1月3日と祝日を除く) ■受付時間 午前8時～午後4時

【指定袋に入るもの】
 燃えるもの・電化製品・電化製品以外の金属類・その他に分類し、指定袋に入れて口を結び、受付番号を書いた紙を貼ってください。
 大型ごみ処理券不要

燃えるもの (30cm超) 電化製品 (パソコンは除く) 電化製品以外の金属類 その他(石製品等)

【指定袋に入らないもの】
 1点ごとに大型ごみ処理券を貼ってください。大型ごみ処理券は、指定袋取扱店で販売しています。

一番太いところ 直径15cm以内
 棒状のごみは、燃える素材・燃えない素材に分けて、長さ1m直径15cm以内であれば、30ℓか45ℓの指定袋で出せます。
 家具類はサイズを知らせてください。
※出し方の詳しいことは裏面をご覧ください。